



補助金ガイドブック

[令和6年度版]

庄 原 市
(総務部財政課)



1. はじめに

庄原市では、市民の皆さんが「生活の場」、「地域活動の場」など多様な場面でご活用いただける補助金を設けています。

このガイドブックは、令和6年度の予算に計上している補助金の中から、市民の皆さんにご活用いただけるものを抜粋しており、表中の「補助の目的、対象事業など」「補助金額など」にそれぞれの概要を記載しています。採択要件等は各補助金で異なりますので、詳細については各担当部署へお問い合わせください。

2. 第2期持続可能な財政運営プランにおける取組みについて

現在の財政計画では、人口減少に伴う税収、普通交付税の大幅な減額などにより、今後の歳入総額は減少する見込みです。そのため、歳入の状況に見合う歳出となるよう、財政の健全化対策を実施することが必要不可欠であり、安定的な行政サービスの提供、多岐にわたる行政課題などに対応するため、平成29年11月に「第2期持続可能な財政運営プラン」を策定し、補助金制度の見直し等を計画的に行ってきました。

令和3年度には、令和4年度から令和7年度を取組期間とする「第2期持続可能な財政運営プラン～後期実施計画～」を策定し、継続した財政健全化対策に取り組むこととしています。

なお、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了する補助金もありますので、補助金の活用を希望される場合は、お早めに担当部署へお問い合わせください。

3. 分野別（令和6年4月1日現在）

(1) まちづくりに関するもの	1 頁
(2) 農業振興に関するもの	2 頁
(3) 林業振興に関するもの	9 頁
(4) 道路（市道・農道・林道）・農林施設（農地、ため池など）等に関するもの	13 頁
(5) まちなか活性化、商工振興に関するもの	14 頁
(6) 住まい・環境・衛生に関するもの	19 頁
(7) 定住促進に関するもの	22 頁
(8) 暮らしの安心・安全に関するもの	23 頁
(9) 保健・福祉・医療に関するもの	25 頁
(10) 教育に関するもの	32 頁

(1) まちづくりに関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
1. 集会施設借上助成金	<p>【概要】 集会所などの集会施設が設置されていないため、民家などを賃貸借契約により常時借り上げている地域に対して借上料の一部を助成</p>	<p>1年間の借上料によって補助額が異なりますので、お問い合わせください。</p>	<p>企画振興部 自治定住課 (電話) 0824-73-1209 または 各支所担当室</p>
2. コミュニティ推進補助金	<p>【概要】 (財)自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の助成が決定された事業を対象とし、自治振興区等のコミュニティ組織が地域づくりのため実施する事業に助成</p>	<p>①一般コミュニティ助成事業 100万円以上250万円以内 ②地域防災組織育成助成事業 詳しくはお問い合わせください。 ③コミュニティセンター助成事業 対象経費の3/5以内 【助成上限額】 1,500万円 ④青少年健全育成助成事業 30万円以上100万円以内</p>	
3. 集会施設整備補助金	<p>【概要】 地域自治活動を推進するため、集会所などの集会施設の新築、購入、増改築または修繕を行なう地域に補助</p>	<p>①新築・購入 事業費の1/2以内 【補助金上限額】 補助対象事業費は1㎡当たり10万円を上限 ②増改築・修繕 事業費の1/2以内 【補助金上限額】 補助対象事業費は20万円以上のものとし、100万円を上限 ※地域が直接施工の場合は原材料のみ対象</p>	
4. まちづくり応援補助金	<p>【概要】 まちづくり活動に対する機運の醸成、啓発を図るため、まちづくり活動を行う市民団体に補助 ※庄原市市民活動団体登録制度に登録する団体</p>	<p>①市民活動団体 補助率4/5 【補助金上限額】 100万円 ②学生を中心に構成する団体 補助率10/10 【補助金上限額】 30万円</p>	
5. ふるさと応援寄附金市民団体等事業支援補助金	<p>【概要】 ふるさと応援寄附金を財源とし、市民団体等が取り組む公益的な事業を支援することにより、本市のまちづくりを推進する。 【対象団体】 ①自治振興区、自治会、その他一定の地域に生活する者が参加する良好な地域社会の維持及び発展を目的とした団体又は組織 ②市内において公共的活動その他の活動を営む団体又は組織</p>	<p>【対象事業】 市内で実施される次のいずれかに該当する事業 ①自治、協働及び定住に関する事業 ②産業及び交流に関する事業 ③環境、基盤、交通及び情報に関する事業 ④保健、福祉、医療及び介護に関する事業 ⑤教育及び文化に関する事業 【補助金上限額】 寄附金額の95%</p>	

(2) 農業振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>6. 農地利用集積促進事業奨励金</p>	<p>【概要】 農業経営基盤強化促進法の認定を受けた農業者等が賃借権の設定により農地の利用集積を行った場合に集積面積に応じて交付</p> <p>【対象者】 ① 農業委員会を通じて6年以上の賃借権の設定を受けた者 ② 庄原市に住所を有する者 ③ 賃借権設定後の経営耕地面積が、5ha以上の者</p> <p>【対象要件等】 経営耕地面積が5haを超える部分が交付対象面積となる。</p>	<p>賃借権設定期間6年以上10年未満 田 3,500円以内/10a 畑 1,400円以内/10a 賃借権設定期間10年以上 田 7,000円以内/10a 畑 2,800円以内/10a 更新は上記単価の1/2</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>
<p>7. 中山間地域等直接支払交付金</p>	<p>【概要】 耕作放棄地の発生の防止と農地の適正な維持管理を促進し、農地の持つ多面的機能の維持発揮を図り、併せて地域農業集団及び集落共同活動を育成するため、集落若しくは認定農業者に対し、交付金を交付</p> <p>【対象者】 集落協定または、個別協定を締結し、5年間以上継続して行う農業者等(第三セクター、生産組織等を含む)が行う農業生産活動等を対象とする。</p>	<p>交付単価の上限額 田：急傾斜 21,000円/10a 緩傾斜 8,000円/10a 畑：急傾斜 11,500円/10a 緩傾斜 3,500円/10a</p> <p>地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合に加算措置あり</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>8. 環境保全型農業 直接支払事業補助金</p>	<p>【概要】 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取組む場合、取組面積に応じた補助金を交付</p> <p>【対象者】 みどりのチェックシートに取り組む農業者団体</p> <p>【対象要件等】 支援の対象となる取組</p> <p>①カバークロップ ②堆肥の施用 ③有機農業 ④秋耕 ⑤リビングマルチ ⑥草生栽培 ⑦不耕起播種 ⑧長期中干し</p> <p>【取組拡大加算】 有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて補助金を交付</p>	<p>1. 交付単価の上限額</p> <p>①6,000円/10a ②4,400円/10a ③12,000円/10a(そば等雑穀・飼料作物以外。そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合には限り2,000円加算</p> <p>④800円/10a ⑤5,400円/10a ⑥5,000円/10a ⑦3,000円/10a ⑧800円/10a</p> <p>2. 取組拡大加算 4,000円/10a</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>
<p>9. 農業法人育成補助金</p>	<p>【概要】 農業法人が生産又は加工に必要な機械施設の整備に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 農業法人</p> <p>【対象要件等】 農業経営改善計画に基づく機械施設の導入経費</p>	<p>対象経費の1/4以内</p> <p>【対象経費上限額】 850万円 【対象経費下限額】 50万円</p>	
<p>10. がんばる農業支援事業補助金</p>	<p>【概要】 農業者の「農業所得の向上」を実現するための機械施設等の整備に要する経費を補助</p> <p>【対象者】</p> <p>①市内に住所を有する者 ②市内に農地または耕作権を所有する者 ③市内で農畜産物生産を行う者</p>	<p>申請者が認定農業者であり改善計画に基づくもの:対象経費の2/5以内、年間補助金上限額40万円</p> <p>改善計画に基づかないもの:対象経費の1/4以内、年間補助金上限額40万円</p> <p>申請者が認定農業者以外の者:対象経費の1/4以内、年間補助金上限額22万5千円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
11. 新規就農者育成事業奨励金（経営開始型）	<p>【概要】 新たに市内で、独立・自営就農及び、親元就農した者に奨励金を交付</p> <p>【対象者】 認定新規就農者 （原則 45 歳未満の個人）</p> <p>【対象要件等】 ①独立・自営就農、親元就農 3 年以内 ②国の同種の助成等を受けていないこと。 ③青年等就農計画の認定を受けた方。 ④市が行う営農研修等に参加すること。</p>	6 万円/月 就農 3 年以内	企画振興部 農業振興課 （電話） 0824-73-1131 または 各支所担当室
12. 就農施設等整備事業補助金	<p>【概要】 農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な経費を補助</p> <p>【対象者】 認定新規就農者</p> <p>【対象要件等】 補助対象期間は就農後 3 年以内</p>	対象経費の 2/5 以内 ただし、経営継承は 1/4 以内 【対象経費の上限額】 3 年間の合計 2,400 万円	
13. 多面的機能支払交付金	<p>【概要】 地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮に資する農地、農業用施設等の保全、農村環境の向上及び、農業用施設の長寿命化を図る。</p> <p>【対象者】 農業者又は農業者及びその他の者で構成する活動組織</p>	<p>交付単価の上限額</p> <p>①農地維持支払 田：3,000 円/10a 畑：2,000 円/10a 草地：250 円/10a</p> <p>②資源向上支払 （地域資源の質的向上を図る共同活動） 田：2,400 円/10a 畑：1,440 円/10a 草地：240 円/10a</p> <p>③資源向上支払 （施設の長寿命化のための活動） 田：4,400 円/10a 畑：2,000 円/10a 草地：400 円/10a 地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合に加算措置あり</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
14. アカバネ病予防対策事業補助金	<p>【概要】 牛異常産の予防を目的に実施するワクチン接種に要する経費</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p>	<p>対象経費の1/3以内</p> <p>【対象経費上限額】 牛異常産三種混合ワクチン接種単価とし、年間1頭当たり1回を限度</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>
15. 水田放牧促進事業補助金	<p>【概要】 市内の転作田等へ和牛等を放牧するために必要な牧柵の購入に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p> <p>【対象要件等】 ①放牧する面積を原則1区画50a以上とし、谷間など範囲が限定される場所においては、概ね30aとすること。 ②複数個所の電気牧柵設置を行う場合は、それぞれの放牧箇所が上記の条件を満たすこと。</p>	<p>対象経費の1/4以内</p> <p>【補助金上限額】 6万円</p>	
16. 畜産環境施設等整備事業補助金	<p>【概要】 堆肥を生産する施設の設置及び改修並びに堆肥の運搬・散布に利用する機械の購入及び修繕に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p> <p>【対象要件等】 牛10頭又は豚100頭以上を飼養する畜産農家又はその畜産農家を含む団体とし、堆肥生産販売届出者又は届出予定者であること。 ただし、生産された堆肥が複数の農業者等に利用されるものに限る。</p>	<p>対象経費の1/3以内</p> <p>【対象経費上限額】 800万円 【対象経費下限額】 50万円</p>	
17. 和牛ヘルパー利用促進事業補助金	<p>【概要】 和牛ヘルパー事業等の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 和牛飼養農家</p>	<p>対象経費の1/3以内</p>	
18. あづま蔓・比婆牛素牛造成人工授精・受精卵移植助成金事業	<p>【概要】 和牛群の改良を促進するため、繁殖用雌牛に広島県種雄牛の精子を人工授精又は広島県種雄牛の精子を交配した受精卵を移植した場合に、人工授精・移植に要する経費を助成</p> <p>【対象者】 繁殖農家</p> <p>【対象要件】 ①人工授精は広島県種雄牛の精液を活用すること。 ②受精卵は広島県種雄牛の精液を用いたもので、その産子が子牛登記することが可能であること。</p>	<p>1回につき 1万円以内 (ただし、同一牛は、原則同一年度内1回)</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
19. 繁殖用和牛造成 推進事業補助金 あづま蔓導入・ 自家保留助成金	<p>【概要】 基礎牛群の造成を目的とする繁殖用和牛の導入又は保留に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等 和牛飼育農業法人</p> <p>【対象要件等】 3年間の飼養義務 同一の対象牛に対する補助は1回限りとする。</p>	<p>基本額 5万円/頭 導入加算 2万円以内/頭 増頭加算 5万円以内/頭 法人加算 10万円以内/頭 あづま蔓 5万円以内/頭を加算</p> <p>【補助金上限額】 法人加算は6頭以上を飼養する場合かつ増頭する場合に限り、通算補助対象頭数の上限は30頭</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>
20. 比婆牛素牛導入 助成事業	<p>【概要】 家畜市場等から比婆牛素牛を導入するための経費を助成</p> <p>【対象者】 肥育農家及び JAひろしま肥育センター</p> <p>【対象要件】 ①家畜市場等から導入した比婆牛素牛 ②15月齢以内の比婆牛素牛（去勢牛・未経産牛）が対象 ③出荷は23月齢以上まで肥育した後、市が認めた県内のと畜場に出荷すること。</p>	<p>1頭につき 農家（法人を含む）10万円以内 JAひろしま肥育センター 5万円以内</p>	
21. 比婆牛素牛自家 保留助成事業	<p>【概要】 比婆牛素牛の自家保留に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p> <p>【対象要件】 ①自らが生産した比婆牛素牛を自家保留すること。 ②出荷は23月齢以上まで肥育した後、市が認めた県内のと畜場に出荷すること。</p>	<p>1頭につき 4万円以内</p>	
22. 比婆牛素牛生産 奨励金	<p>【概要】 比婆牛素牛の要件を満たす子牛を生産する経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p> <p>【対象要件等】 比婆牛素牛を生産し、生産検査を受検又は広島血統和牛増産事業における供給協定受精卵の産子を県内肥育農家又は全農ひろしまに出荷すること。</p>	<p>1頭につき 2万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
23. 比婆牛増産促進助成金	<p>【概要】 乳用牛の自家育成を推進し比婆牛を増産するため、人工授精又は受精卵移植の経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p> <p>【対象要件等】 後継乳用牛を育成するため、乳用牛に性判別精液で人工授精を行う又は性判別受精卵を移植すること。広島血統和牛増産事業における供給協定を締結すること。</p>	1回につき 5千円 (ただし、同一牛は、同一年度内において1回限り)	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室
24. 家畜飼養施設増改築等支援事業補助金	<p>【概要】 飼養規模拡大及び飼養形態改善のため、個人等で実施する畜舎及び堆肥舎の新築及び増改築、既存施設の取得及び給排水設備その他飼養に必要な施設のために必要な経費を補助</p> <p>【対象者】 畜産農家等</p>	対象経費の1/4以内 【補助対象経費限度額】 ①畜舎新築 上限額 500万円 ②畜舎増改築 上限額 200万円 下限額 50万円 ③堆肥舎新築 上限額 300万円 ④堆肥舎増改築 上限額 100万円 下限額 30万円 ⑤既施設取得 上限額 500万円 ⑥給排水設備その他飼養に必要な施設の整備 上限額 100万円 下限額 30万円	
25. 乳用牛受精卵導入事業補助金	<p>【概要】 乳牛へ広島県が造成した黒毛和種の種雄牛の受精卵移植に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	対象経費の1/3以内 【補助金上限額】 8,500円/回 同一牛は年2回以内	
26. 乳用牛群検定事業補助金	<p>【概要】 広島県酪農業協同組合に委託して行う乳用牛群検定に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	対象経費の2/10以内	
27. 乳用牛ヘルパー利用促進事業補助金	<p>【概要】 広島県酪農業協同組合が行う酪農ヘルパー事業の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	対象経費の1/15以内	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
28. 乳用牛増頭推進事業補助金	<p>【概要】 乳用牛の増頭及び高能力牛への更新のための乳用牛の導入又は自家保留に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p> <p>【対象要件等】 ①新規を含む酪農家で、5年以上継続した乳用牛飼養が確実であること。 ②乳用牛群検定事業を実施していること。 ③導入は、広島県酪農業協同組合が実施する事業による酪農協有牛であること。</p>	<p>導入増頭 7万円以内/頭 更新導入 3万5千円以内/頭 自家保留 1万円以内/頭</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>
29. 豚防疫対策事業補助金	<p>【概要】 豚の伝染病の予防接種等に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 養豚農家</p>	対象経費の1/3以内	
30. 種豚確保対策事業補助金	<p>【概要】 自家利用する繁殖用種豚(雌雄)を生産するための純粋種精液の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 養豚農家</p>	純粋種精液1セット当たり1万円以内	
31. 堆肥利用促進事業補助金	<p>【概要】 農地の土づくりを推進するために購入する堆肥の経費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 年間10t以上購入し、農産物生産に使用している農業者又は農業者で組織する団体</p> <p>【対象要件等】 ①市内の農業者、農業者が組織する団体、地域農業集団、農業生産法人、第3セクター又は農業協同組合によって生産されていること。 ②生産者が、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の特殊肥料生産業者届出及び同法第23条第1項の肥料販売業務開始届出をし、その写しを市長へ提出していること。</p>	<p>バラ売り堆肥:購入経費の1/3以内又は1t当たり850円のいずれか低い額以内</p> <p>袋詰め堆肥:購入経費の1/3以内又は1袋当たり42円のいずれか低い額以内</p> <p>【補助金上限額】 年間交付額50万円を上限</p>	

(3) 林業振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
32. 鳥獣被害防止総合対策交付金事業（ハード）	<p>【概要】 野生鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、地域ぐるみで行う鳥獣被害防止に対し、防除柵（フェンス資材）を貸与</p> <p>【事業主体】 庄原市有害鳥獣対策協議会</p> <p>【集落等への貸与基準・要件】 ①市内の3戸以上の販売農家を含む団体（個人は対象外） ②貸与資材を集落等で有効かつ自力施工し、14年間維持管理できること。 ③設置距離が1km以上 ④事前要望（前年度）の必要あり。</p>	防除柵（フェンス資材）の貸与は無償	庄原市有害鳥獣対策協議会 事務局：林業振興課 （電話） 0824-73-1124 または 各支所担当室
33. 狩猟免許取得助成事業	<p>【概要】 狩猟免許新規取得及び免許更新に要する経費を助成</p> <p>【対象者】 狩猟免許を取得・更新し、鳥獣捕獲業務に協力できる方</p>	対象経費の3/4以内	企画振興部 林業振興課 （電話） 0824-73-1124 または 各支所担当室
34. 有害鳥獣防除事業補助金	<p>【概要】 有害鳥獣から農作物被害を防護するため、電気牧柵・トタン等の資材または、捕獲柵の購入経費に対して補助</p> <p>【対象者】 個人、団体等</p> <p>【補助要件等】 ①防除柵設置事業 電気牧柵、トタン、ネット、フェンスの資材購入費 ※過去に本補助金を受けた農用地等は事業完了の翌年度から起算して5年を経過していること。 ②捕獲柵設置事業 囲いわな、箱わなの購入費</p>	<p>①防除柵設置事業 資材購入費の1/2以内 【補助金上限額】 6万円 （経営面積が2.6ha以上の大規模農家の場合12万円を限度）</p> <p>②捕獲柵設置事業 捕獲柵購入費の1/2以内 【補助金上限額】 8万円</p>	
35. 循環型林業推進補助金	<p>【概要】 循環型の林業経営を支援するため、皆伐跡地への植栽や保育施業に対し補助</p> <p>【対象者】 森林組合、森林所有者</p> <p>【補助要件等】 広島県林業関係事業補助金（造林補助金）の規定に基づき市内において実施する植栽・保育施業（下刈り・除伐・枝打ち・保育間伐）</p>	広島県林業関係事業補助金（造林補助金）の規定に基づく標準経費の100分の27以内	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
36. 森林整備地域活動支援交付金	<p>【概要】 森林の有する多面的機能の発揮を目的として、適切な森林整備を行うための施業集約化を行う者に交付金を交付</p> <p>【対象者】 森林整備地域活動実施協定を市長と締結し地域活動を行う者（森林所有者、森林組合等）</p> <p>【補助要件等】 対象となる森林の施業の集約化を行い、交付金事業実施年度の翌年度までに森林経営計画を作成すること。</p>	定額補助	企画振興部 林業振興課 （電話） 0824-73-1124 または 各支所担当室
37. 環境貢献林補助金	<p>【概要】 手入れが十分にされていない人工林（スギ・ヒノキ）の整備を行い、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や被害木の伐倒整理に対して補助</p> <p>【対象者】 森林所有者・森林組合等</p> <p>【対象要件等】 ①過去15年間に手入れがされていない人工林 ②山腹傾斜20度以上かつ保全対象からの距離が250m未満の人工林 ③間伐：所有者負担金として1ha当たり1万円 ※森林整備に関する10年間の協定を市と締結する。</p>	定額補助	
38. 里山林等補助金	<p>【概要】 手入れが十分にされていない里山林で、土砂災害防止や鳥獣害防止等を目的にした整備や、住民団体が里山林等の保全活用のため自らが企画・立案・取組に対しての支援、森林・林業体験活動に対して補助</p> <p>【対象者】 森林組合・住民団体等</p> <p>【対象要件等】 ※10年間の維持管理の協定を市と締結する。</p>	対象経費の10/10 以内	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
39. 林業事業者就労促進奨励金	<p>【概要】 円滑な林業への就業と定着を図るため、森林環境譲与税を財源とし、林業学校へ就学する者を雇用する予定の事業者に奨励金を交付</p> <p>【対象団体】 林業事業者</p> <p>【対象要件】 次のすべてを満たす事業者とする。</p> <p>①庄原市内に森林施業を行う事業所を有すること、もしくは庄原市内で森林施業を行っていること</p> <p>②2名以上の従業員を雇用していること</p> <p>③就学者に対し、就学者が林業学校を卒業するまでに、林業学校を卒業する年度の翌年度内に雇用する約を取り交わすこと</p> <p>④就学者が林業学校を卒業するまでに、就学者を雇用しないこと</p> <p>⑤就学者が林業学校を卒業後1年以内に庄原市内へ居住し、在学期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、継続して就業させること</p>	<p>2年間を限度とし、林業学校就学者の就労に関して事業者が要した額 (単年度上限額 30万円/人)</p>	<p>企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室</p>
40. 野生鳥獣による生活環境被害防止対策事業補助金	<p>【概要】 広島県の「野生鳥獣による生活環境被害防止対策事業補助金」を活用し、ツキノワグマ・イノシシ等の出没の抑制につながる、安全・安心の確保と被害の未然防止のための地域活動経費の一部を補助する。</p> <p>【対象団体】 住民団体等</p>	<p>【対象事業】</p> <p>① 未利用果樹等対策 未利用のまま放置された柿等の未利用果樹等の伐採・トタン巻きの費用の補助(1本あたりの上限額2万円)</p> <p>② 普及啓発活動 研修会開催費用、普及啓発用教材・チラシの作成費用</p> <p>③ 上記以外の事業で、地域の実情に応じて生活環境被害防止に資する事業</p> <p>【補助金上限額】 必要経費の1/2以内 上限額 50万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
41. 原木供給・需要促進事業奨励金	<p>【概要】 これまで市外・県外へ流出していた庄原産材を市内へ安定的に供給し、知名度の向上、ブランド化を推進するため、森林所有者が市場・中間土場を通じて市内製材事業者へ販売された原木量に応じて奨励金を交付する。</p>	<p>【対象者・補助金上限額】 ① 森林所有者 市場・中間土場を通じて、市内で伐採された原木を市内製材事業者へ販売した材積 1 m³あたり 2,000 円以内（ただし、公有林から伐採した原木は除く） 製材事業者 市場・中間土場を通じて、市内で伐採された原木を購入した材積 1 m³あたり 800 円以内</p>	<p>企画振興部 林業振興課 （電話） 0824-73-1124 または 各支所担当室</p>

(4) 道路(市道・農道・林道)・農林施設(農地、ため池など)等に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
42. 農林施設整備事業補助金(災害)	<p>【概要】 農林施設の改修・改良工事又は災害復旧工事に対して補助</p> <p>(1) 改修・改良工事等の採択基準 単独県費補助事業に採択されない次の工事で、かつ工事費10万円以上のもの。 ①農道又は林道(橋梁を含む)の改修・改良及び舗装工事 ②治山のための土留等工事 ③ため池の用途廃止の為の工事 ④かんがい排水施設の改修工事 ⑤農地及び畦畔の改修改良工事</p> <p>(2) 災害復旧工事の採択基準 国庫補助災害復旧事業に採択されない次の工事で、かつ市へ災害による被災報告をしている工事費10万円以上40万円未満のもの。 ・農地災害復旧工事(異常な天然現象により発生した災害) ・農林施設災害復旧工事(異常な天然現象により発生した災害で、かつ受益者が2戸以上)</p>	<p>(1) 対象経費の20% 【補助金上限額】 30万円</p> <p>(2) 農地災害復旧工事は20% 農林施設災害復旧工事は62.5%</p>	<p>環境建設部 建設課 (電話) 0824-73-1150 または 各支所担当室</p>
43. 農林道路線草刈作業実施活動助成金	<p>【概要】 市が管理する農林道の草刈り作業に交付金を交付</p> <p>【対象者】 自治振興区、自治振興区を構成する地域</p>	<p>1m当たり12円 1路線当たり年1回限り</p>	
44. 生活道整備補助金(災害)	<p>【概要】 生活道の整備に対して補助</p> <p>【対象者】 生活道の所有者又は利用者</p> <p>【対象要件】 ①1戸以上が日常生活で通行道路として利用している国道・県道・市道以外の道路 ②幅員が1.8m以上(拡幅が困難で、不特定多数の通行があるなど特に公共性及び公益性が高い場合については、0.9m以上)、かつ延長が1路線10m以上 ③補助対象経費は、新設工事・改築工事・修繕工事費</p>	<p>対象経費の40% 【補助金上限額】 64万円</p>	
45. 道路草刈り作業実施交付金	<p>【概要】 市が管理する道路の草刈り作業に対して交付</p> <p>【対象者】 地域団体</p>	<p>1m当たり12円 1路線当たり年1回限り</p>	

(5) まちなか活性化、商工振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>46. まちなか活性化補助金 (空き店舗等活用創業支援事業)</p>	<p>【概要】 空き店舗等を活用し、新たに創業する者に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 新たに創業しようとする団体または個人</p> <p>【対象の業種】 ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【対象地域】 各地域の中心となるエリア</p>	<p>①借上料 対象経費の2/5以内 【補助金上限額】 月額3万4千円 補助期間 2年</p> <p>②改装費 対象経費の1/4以内 【補助金上限額】 42万5千円 補助回数 1回限り</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
<p>47. まちなか活性化補助金 (まちなかイベント事業)</p>	<p>【概要】 空き店舗等を活用し、まちなかを活性化しようとするイベントを実施する者に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 継続的にまちなかを活性化しようとする団体または個人</p> <p>【補助対象経費】 ①報償費 ②旅費 ③消耗品費 ④印刷製本費 ⑤役務費 ⑥使用料 ⑦賃借料 ⑧その他市長が必要と認めたもの</p> <p>【対象地域】 各地域の中心となるエリア</p> <p>【申請期限】 イベントを実施する日の1ヶ月前まで(随時受付)</p>	<p>対象経費の2/5以内 【補助金上限額】 34万円</p> <p>補助回数 各年度1回限り、3回を限度</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>48. まちなか活性化補助金 (店舗改装支援事業)</p>	<p>【概要】 まちなかを活性化するために、老朽化した現在の店舗を改装する者に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 店舗を改装しようとする対象業種の事業者</p> <p>【対象の業種】 ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【対象地区】 各地域の中心となるエリア</p>	<p>対象経費の1/4以内 【補助金上限額】 42万5千円</p> <p>補助回数 1回限り</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
<p>49. 最寄り買い店舗改装支援事業補助金</p>	<p>【概要】 日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗を改装する者に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗を営んでいる者 (店舗の面積が200平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>【対象の業種】 ①小売業 ②飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p>【対象地域】 まちなか活性化補助金の対象エリア外の地域</p>	<p>対象経費の2/5以内 【補助金上限額】 42万5千円</p> <p>補助回数 1回限り</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
45. 中小企業振興事業助成金	【概要】 次の事業を行う中小企業者等及び中小企業団体へ助成金を交付		企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室
	(1) 特定共同施設設置 【助成対象経費】 同時に10台以上駐車できる規模の、営利を目的としない駐車場(=特定共同施設)の設置に要する経費 ※商店街のおおむね100m以内に設置すること 【対象者】 中小企業団体	(1) 助成対象経費の1/2以内 【助成限度額】 3,000万円	
	(2) 設備投資 【助成対象経費】 令和4年に設備投資(新設及び増設)した機械、装置、建物、土地の課税標準額に相当する固定資産税相当額 ※上限:10億円 【対象者】 次のすべてに該当する製造業、卸売業、小売業等を営む者 ①庄原市固定資産台帳に登録された課税標準額の合計額が3,000万円以上の設備投資を行った者 ※土地については、取得の翌日から1年以内に建設着手したものに限る。 ②青色申告を提出する法人及び個人 【申請期間】 令和6年1月1日～1月31日	(2) 助成対象経費×乗率 1年目 100/100 2年目 70/100 3年目 50/100	
(3) 工場移設 【助成対象経費】 移設後の工場に新たに課税されることとなった固定資産税額 ※土地に係るものを除く 【対象者】 都市計画区域内で、工場導入が適当と認められる地域(工業団地等)に、製造業又は製造・加工業に類する事業を営む工場を移設する中小企業者等及び中小企業団体	(3) 助成対象経費×乗率 1年目 100/100 2年目 70/100 3年目 50/100 【助成限度額】 500万円(3年総額)		

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
	<p>(4) 雇用拡大</p> <p>【助成対象】 健康保険法に規定する健康保険に加入する新規雇用者が5人以上増加し、そのうち半数以上が市内に住所を有していること。 ※小規模企業者は、1人以上の拡大から対象とし、住所要件なし</p> <p>【申請期限】 新規雇用を開始する事業年度の初日（個人にあつては4月1日）の1ヶ月前</p>	<p>(4)</p> <p>ア. 新規雇用4人以下の場合 新規雇用者数×5万円</p> <p>イ. 新規雇用30人以下の場合 新規雇用者数×10万円</p> <p>ウ. 新規雇用30人を超える場合 30人×10万円+30人を超える新規雇用者数×5万円</p> <p>※アは小規模事業者のみ対象</p> <p>【助成限度額】 500万円</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
51. 企業立地助成金	<p>【概要】 工場等の新設又は増設に対して、助成金を交付</p> <p>【対象者】 次のすべてに該当する工場を新設又は増設する事業者</p> <p>①工場適地等へ設置 ②工場の建築面積500㎡以上 ③新規雇用労働者が5人以上 ※うち市内住居者半数以上 ④指定後3年以内に操業開始</p> <p>【助成区分】</p> <p>(1) 固定資産助成 工場の新設又は増設のための投下固定資産の額に応じて助成</p> <p>(2) 新規雇用助成 新規雇用常用労働者数に応じて助成</p>	<p>(1) 投下固定資産の額×10/100</p> <p>(2)</p> <p>ア. 新規雇用30人以下の場合 新規雇用者数×15万円</p> <p>イ. 新規雇用30人を超える場合 30人×15万円+30人を超える新規雇用者数×10万円</p> <p>【助成金上限額】 (1)(2)合わせて5,000万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
52. 創業サポート補助金	<p>【概要】 市内での創業及び第二創業を拡大させ、市内経済の活性化を図るため、創業しようとする者に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 新たに創業しようとする個人、団体のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>①中小企業基本法に規定する中小企業者で、市内に本店を有する法人又は個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置く者</p> <p>②市内に住所を有する者で、産業競争力強化法の規定による特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行された者</p> <p>【対象の業種】</p> <p>①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p>	<p>①店舗等設置費 対象経費の1/3以内 【補助金上限額】 改装のみ100万円 取得又は新設200万円</p> <p>②店舗等借上費 対象経費の1/2以内 【補助金上限額】 月額4万円 補助期間 2年</p> <p>③市場調査費 対象経費の1/3以内 【補助金上限額】 50万円</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>

(6) 住まい・環境・衛生に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
53. 住宅リフォーム支援事業補助金	<p>【概要】 市内住宅リフォーム事業者の受注機会を増やすため、住宅リフォーム経費に対して補助金を交付</p> <p>【対象者】 住宅の所有者 (ただし、過去に当該補助金を受けていない方及び住宅のみ)</p> <p>【対象要件等】 建物の修繕工事、建物の利便性を向上させる工事および建物の寿命を延ばす工事</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の1/10以内 【補助金上限額】 10万円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1172 または 各支所担当室</p>
54. 地域木材住宅建築普及奨励金	<p>【概要】 庄原産木材を使用した住宅の新築または改修に奨励金を交付</p> <p>【対象者】 個人</p> <p>【補助要件等】 ①木造住宅であること。 ②主要構造部材等に庄原産木材を使用すること。 ③建築基準法に基づく建築確認または建築工事の届出がなされていること。 ④年度内に主要構造部材等の施工が完了し、現地確認が出来ること。</p>	<p>庄原産木材の使用量</p> <p>2 m³以上 5 m³未満の場合 10万円 5 m³以上 10 m³未満の場合 20万円 10 m³以上 20 m³未満の場合 40万円 20 m³以上 60万円</p>	<p>企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室</p>
55. 生ごみ処理機器購入補助金	<p>【概要】 生ごみ処理機器を購入、設置した方に補助金を交付</p> <p>【対象者】 個人</p>	<p>購入金額の1/2 【補助金上限額】 1万6千円</p>	<p>環境建設部 環境政策課 (電話) 0824-72-1398 または 各支所担当室</p>
56. 地域ごみ集積所設置補助金	<p>【概要】 新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付</p> <p>【対象者】 地域(ごみ集積所を適切に維持管理できる自治会等の地域団体)</p>	<p>直接経費の1/2 【補助金上限額】 4万円</p>	<p>各支所担当室</p>
57. 浄化槽設置整備事業補助金	<p>【概要】 市町村設置型浄化槽の設置ができない場合に補助金を交付</p> <p>【対象要件等】 公共下水道、農業集落排水区域を除く区域の住宅が対象 市町村設置型浄化槽整備事業で設置できない場合にのみ対象</p>	<p>5人槽 39万円 7人槽 47万4千円 10人槽 66万円</p> <p>※店舗併用住宅等で人相が10人槽を超える場合は、住宅部分に対する人槽の補助金を交付 ※既設単独槽を撤去し、新たに合併浄化槽を設置する場合は、上記補助金額に9万円を加算</p>	<p>環境建設部 下水道課 (電話) 0824-73-1175 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
58. 生活扶助世帯水洗化補助金（公共下水・農集集落排水）	<p>【概要】 生活扶助世帯の方に対して、水洗便所改造並びに排水設備工事に係る費用を補助</p> <p>【対象要件等】 公共下水道・農業集落排水で、供用開始から3年以内のものが対象</p>	改造工事に要する経費として市長が認定する額	環境建設部 下水道課 (電話) 0824-73-1175 または 各支所担当室
59. 飲料水供給施設整備費補助金	<p>【概要】 飲料水が不足する地域で、水源を整備する方に補助金を交付</p> <p>【対象者】 個人、団体(集会施設を設置する自治会等の組織)</p> <p>【対象要件等】 ①掘削に係る経費が対象(給水ポンプ、配水管および送水管、貯水槽、滅菌器等は除く) ②整備箇所が水道事業計画給水区域内の給水可能区域以外であること。 ③一日当たり 3000 以上の水量が確保でき、水質が公的機関の行う飲適検査に適合すること。</p>	補助対象経費の 1/2 【補助金上限額】 40 万円(2 戸以上共同で申請される場合は、1 戸につき 36 万円)	環境建設部 環境政策課 (電話) 0824-72-1398 または 各支所担当室
60. 建築物吹付けアスベスト除去工事等補助金	<p>【概要】 壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの分析調査および除去工事等の費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 補助対象建築物の所有者等</p> <p>【対象要件等】 多数の者が利用する民間建築物の共用部分や付属する機械室等(戸建の個人住宅は対象外)</p>	分析調査 費用の全額 【補助金上限額】 25 万円 除去工事等 費用の 2/3 以内 【補助金上限額】 250 万円	環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1151 または 各支所担当室
61. 木造住宅耐震改修促進事業補助金	<p>【概要】 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修等工事に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 住宅の所有者または入居者</p> <p>【対象要件等】 詳しくは、お問い合わせください。</p>	耐震診断 費用の 2/3 以内 【補助金上限額】 4 万円 耐震改修工事 費用の 4/5 以内 【補助金上限額】 100 万円 現地建替え工事 費用の 4/5 以内 【補助金上限額】 100 万円 非現地建替え工事 除却費用の 23%以内 【補助金上限額】 83.8 万円 除却工事 費用の 23%以内 【補助金上限額】 83.8 万円	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
62. 老朽危険建築物 除却促進事業補助 金	<p>防災、衛生、景観環境へ影響を及ぼす老朽化した危険な空き家の除却工事に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 対象建築物の所有者または相続人、対象建築物がある土地の所有者または相続人</p> <p>【対象要件等】 現在、使用されていない住宅で、市が老朽危険建築物と認めたもの詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の1/3以内 【補助金上限額】 30万円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1151 または 各支所担当室</p>
63. 建築物土砂災害 対策改修促進事 業補助金	<p>【概要】 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の所有者が行う外壁の改修や塀の設置等の工事に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 特別警戒区域に指定される以前からその区域に立地する住宅および居室を有する建築物の所有者</p> <p>【対象要件等】 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の23%以内 【補助金上限額】 75万9千円</p>	
64. ブロック塀等安 全確保事業補助 金	<p>【概要】 地震により倒壊の恐れのあるブロック塀等の除却・建替工事に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象者】 対象ブロック塀等の所有者または管理者</p> <p>【対象要件等】 道路等に面し、道路面からの高さが0.8m以上で倒壊の恐れがあると認められるもの 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>除却工事 費用の2/3以内 【補助金上限額】 15万円</p> <p>建替工事 費用の2/3以内 【補助金上限額】 30万円</p>	

(7) 定住促進に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
65. 定住促進奨励金	<p>【概要】 定住するための住宅の取得等を行った転入定住者に対し、奨励金を交付</p> <p>【対象者】 10年以上の定住の意思をもって本市に転入し、令和3年4月1日以後に、住宅の取得又は改修を完了した転入定住者</p> <p>【対象事業】 ①新築住宅取得 ②中古住宅取得（経費が40万円以上のもの。2親等以内の者が所有する物件を除く。） ③住宅改修（経費が40万円以上のもの。） ※本人又は配偶者が所有する住宅</p>	<p>【奨励金の額等】 新築住宅取得 80万円 中古住宅取得 40万円 住宅改修 40万円</p> <p>【加算】 転入者数及び中学校修了前の子ども的人数に応じて、それぞれ5～10万円加算</p>	<p>企画振興部 自治定住課 (電話) 0824-73-1209 または 各支所担当室</p>
66. 空き家家財道具等処分支援補助金	<p>【概要】 空き家バンクへの登録を目的に、所有者が空き家内の家財道具等を処分する費用に対し、補助金を交付</p> <p>【対象者】 空き家内の家財道具等を処分し、庄原市空き家バンクへ登録する所有者等</p> <p>【対象経費】 市内事業者に依頼して実施した空き家の家財道具等の処分に要する経費</p>	<p>【補助金額】 空き家バンクに登録する空き家1件につき上限10万円</p> <p>※補助対象経費が10万円未満の場合は、千円未満の端数切り捨てた額</p>	

(8) 暮らしの安心・安全に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
67. 市民タクシー事業補助金	<p>【概要】 自治振興区が事業主体となり、タクシーを運行する経費に対して補助</p>	<p>①タクシー料金の 3/5 を限度として補助 ②1往復につき 500 円 ③事務経費 2 万円 (定額) ④事業初年度 1 万円 (定額)</p>	<p>生活福祉部 地域交通課 (電話) 0824-73-1156 または 各支所担当室</p>
68. チャイルドシート購入助成金	<p>【概要】 チャイルドシートを購入した保護者に助成金を交付 ・同一の乳幼児につき 1 回限り</p>	<p>購入額の 1/3 【補助金上限額】 5 千円</p>	<p>生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-0051 または 各支所担当室</p>
69. LED防犯灯設置補助金	<p>【概要】 LEDの照明器具を新規設置する住民自治組織に対して補助</p>	<p>1 基当たり 2/3 【補助金上限額】 4 万 2 千円</p>	<p>総務部 危機管理課 (電話) 0824-73-1206 または 各支所担当室</p>
70. 自主防災組織活動補助金	<p>【概要】 自主防災組織が定める防災計画に基づく次の防災活動に対し補助 ①地域防災活動事業 ②防災資機材整備事業</p>	<p>対象経費の 4/5 以内 【補助金上限額】 2 事業合わせて 300 万円 各事業につき毎年度 1 回限り</p>	
71. 消防施設整備補助金	<p>【概要】 次の消防施設を整備する自治振興区又は地元消防団後援会に補助金を交付 ①防火水槽 ②小型動力ポンプ格納庫 ③小型動力ポンプ積載車格納庫 ④ホース乾燥柱</p>	<p>①防火水槽 (容量 20 m³以上) 新設 1 基当たり 上限 34 万円 改修 1 基当たり 上限 13 万 6 千円 ②小型動力ポンプ格納庫 新築または増改築 1 棟当たり 上限 20 万 4 千円 改修 1 棟当たり 1/3 【補助金上限額】 20 万 4 千円 ③小型動力ポンプ積載車格納庫 新築または増改築 1 棟当たり 上限 68 万円 改修 1 棟当たり 1/3 【補助金上限額】 20 万 4 千円 ④ホース乾燥柱 新設 1 基当たり 上限 6 万 8 千円 改修 1 基当たり 上限 3 万 4 千円</p>	<p>総務部 危機管理課 (電話) 0824-73-1206 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
72. 庄原市告知端末の初期設定等に係る補助金	<p>【概要】 告知端末の設置促進を図るため、告知端末の初期設定等に係る経費を負担した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付</p> <p>【補助対象者】 次のいずれかに該当する者 ①転入、転居等により新たに生じた世帯に属する者 ②新たに事業所等を設置した者 ③市民税非課税世帯に属する者</p> <p>詳しくはお問い合わせください</p>	<p>【補助金額】 初期設定等に係る経費</p>	<p>総務部 行政管理課 (電話) 0824-73-1159 または 各支所担当室</p>
73. 芸備線グループ利用助成金	<p>【概要】 芸備線・木次線を利用する市民グループに対し、乗車運賃を助成し、芸備線・木次線の利用促進を図る。</p> <p>【助成対象団体】 市内に住所を有する者を含む4人以上のグループとする。</p> <p>【助成対象区間】 ① 市内の駅から新見駅までの区間 ② 市内の駅から三次駅までの区間 ③ 市内の駅から木次駅までの区間</p> <p>※この区間を越えて利用した時は、この区間分を助成対象とする。</p>	<p>【助成対象経費】 市内の駅を出発駅又は到着駅とする片道・往復乗車に要した普通旅客運賃</p> <p>【助成金額】 助成対象経費の2/3の額 (上限 3万円)</p> <p>※運賃に係る他の補助金との併用はできない。</p>	<p>生活福祉部 地域交通課 (電話) 0824-73-1171 または 各支所担当室</p>
74 芸備線通学支援・モニタリング事業	<p>【概要】 芸備線で通学する生徒の保護者等に対し、JR通学定期券の購入費用を助成し、芸備線の市内区間の利用促進を図るとともに、通学状況やニーズ等を把握する。</p> <p>【対象者】 次のいずれも満たす者 ・ 芸備線の市内駅を出発または到着駅として定期券で通学する者 ・ 通学利用状況やニーズ把握等のアンケート調査に協力できる者</p> <p>【申請期間】 JR通学定期券の有効期間満了後2ヵ月後まで</p>	<p>【助成金額】 JR通学定期券の有効期間に応じて、次のとおり助成 6ヵ月定期：購入費用の3割 3ヵ月定期：購入費用の2割 1ヵ月定期：購入費用の1割</p>	

(9) 保健・福祉・医療に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
75. 介護職員研修受講費等補助金	<p>【概要】 市内の介護事業所等に就労し、介護職員研修を受講又は資格試験等を受験した者に対し、補助金を交付し、介護人材の質の向上、確保及び定着を図る。</p> <p>【補助対象とする経費】 ①研修受講に係る費用 ・初任者研修 ・実務者研修 ・介護支援専門員に関する研修 ②試験受験に係る費用 ・介護福祉士試験 ・介護支援専門員実務研修受講試験</p> <p>【交付対象要件】 次の要件をすべて満たす者 ・市内に住所を有し、市内の介護事業所等で就労している者 ・本人及び同一世帯員が市税及びこれらに附帯する延滞金を滞納していない者 ・研修修了後、試験受験後から就労期間が3ヵ月を経過した者</p>	<p>【補助金額】 ・初任者研修費用の1/2以内 （上限 3万円） ・実務者研修費用の1/2以内 （上限 5万円） ・上記以外の研修及び試験費用の全額 （上限 1万円）</p> <p>※千円未満切り捨て</p>	生活福祉部 高齢者福祉課 （電話） 0824-73-1167 または 各支所担当室
76. 庄原市介護人材確保事業補助金	<p>【概要】 市内の介護事業所へ介護職員等として新たに就職し、1年間継続して就労している者に対して補助金を交付することで、労働意欲を高め離職防止を図る。</p> <p>【対象者】 次の要件をすべて満たす者 ・令和4年4月1日以降に市内の介護事業所に介護職員等として新たに就職し、1年間継続して就労している者 ・就職から交付申請日まで継続して市内に住所を有している者 ・本人及び同一世帯員が市税及びこれらに附帯する延滞金を滞納していない者</p>	<p>【補助金額】 1. 有資格者（介護福祉士・介護支援専門員） ①転入者又は新卒者 20万円 ②上記以外 15万円 2. 有資格者でない者 ①転入者又は新卒者 10万円 ②上記以外 5万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先						
<p>77. 地域デイホーム活動支援事業補助金</p>	<p>【概要】 地域内の高齢者等を対象に、生活相談や健康チェック・レクリエーション、食事交流などの介護予防に取り組まれる「地域デイホーム活動」に対して、その経費の一部を助成する。</p> <p>【対象事業など】</p> <p>(1) 助成対象 自治振興区などの公共的団体</p> <p>(2) 対象となる取組み内容 次のことを基本として、4時間程度行われるもの ①情報交換・生活相談、②健康確認、③介護予防レクリエーション、④食事、⑤交流</p> <p>(3) デイホーム参加対象者 在宅の概ね65歳以上の高齢者及び介護予防活動に取り組む障害者等で市長が認める者</p> <p>(4) デイホームの実施規模 10人を標準とし、5人以上概ね30人まで</p> <p>(5) 助成対象経費 ①事業の運営に必要な経費、②小地域サロン活動助成との重複申請は不可</p>	<p>運営助成 基本助成と参加人数割助成の2種類で、その額は次に定める額以内とする。</p> <p>①基本助成 4,000円（1回当たり）</p> <p>②参加人数割助成 400円（1人・1回当たり）</p> <p>準備助成 新規開設会場1箇所あたり30,000円（1回限り）</p>	<p>生活福祉部 高齢者福祉課 （電話） 0824-73-1165 または 各支所担当室</p>						
<p>78. 出産祝金</p>	<p>【概要】 誕生した子どもたちを祝福し、その健やかな育成を願うため祝金を支給</p> <p>【対象要件等】</p> <p>①新生児が出生した日に、保護者が1年以上引き続き庄原市の住民基本台帳に記録され、かつ市内に生活の本拠を有すること。（この期間が1年未満の場合は1年が経過した日をもって、この要件に該当）</p> <p>②出生児が出生した日と、庄原市の住民となった日が同一であること。</p> <p>③祝金を受けとったのち、さらに1年以上市内に住所を有す意思があること。</p>	<table border="0"> <tr> <td>第1子</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	第1子	10万円	第2子	10万円	第3子以降	25万円	<p>生活福祉部 児童福祉課 （電話） 0824-73-0051 または 各支所担当室</p>
第1子	10万円								
第2子	10万円								
第3子以降	25万円								

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
79. 自立支援教育訓練給付金	<p>【概要】 母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図るため、受講した教育訓練に要した費用の一部に対し給付金を支給</p> <p>【対象者】 ①児童扶養手当の受給者または、これと同様の所得水準にある方 ②就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から適職に就くために教育訓練が必要であると認められる方</p> <p>【対象講座】 ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ②就業に結びつく可能性の高い講座として厚生労働省が定める講座等</p>	<p>①雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格がない方 対象教育訓練の受講費用の60% 【支給上限額】 20万円(修学年数に20万円を乗じた額が受講費用の60%を超える場合は、上限80万円)</p> <p>②雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格がある方</p> <p>①で支給される額から雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額</p>	生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-1192 または 各支所担当室
80. 高等技能訓練促進費事業補助金	<p>【概要】 母子家庭の母、父子家庭の父が、資格取得するため修業することに対し、生活の負担軽減を図るため、給付金を支給</p> <p>【対象者】 児童扶養手当受給者または、児童扶養手当の当該年度における所得制限限度額の範囲内の方</p> <p>【対象要件】 1年以上のカリキュラムを修業し、資格所得が見込まれること。</p> <p>【対象資格】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 など</p> <p>【対象期間】 原則修業の全期間 上限4年</p>	<p>促進費 市民税非課税世帯 10万円 課税世帯 7万5千円 ※修業期間の最後1年間については月額4万円加算</p> <p>修了一時金 市民税非課税世帯 5万円 課税世帯 2万5千円</p>	
81. じん臓障害者通院助成金	<p>【概要】 医療機関において、通院により血液透析治療を行う在宅のじん臓機能障害者の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【対象者】 市内に住所を有する血液透析治療の通院をしている在宅のじん臓機能障害者</p>	<p>次のいずれかにより、通院にかかる費用を助成</p> <p>①一枚 300 円の福祉タクシー券を交付 (年間〔4月～翌年3月〕240枚) ※年度途中で血液透析を開始された方等も対象とする。</p> <p>②自宅の最寄停留所から医療機関の最寄停留所までの公共交通機関の半額相当額を助成</p>	生活福祉部 社会福祉課 (電話) 0824-73-1210 または 各支所担当室

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
82. 敬老会事業補助金	<p>【概要】 各地域において実施されている敬老会事業の主催団体に対して補助</p>	12月末現在において75歳以上の高齢者数に1人当たり1,220円を乗じた額	生活福祉部 高齢者福祉課 (電話) 0824-73-1143 または 各支所担当室
83. 高齢者世帯雪下ろし支援制度補助金	<p>【概要】 住宅の雪下ろしや下ろした雪の除去又は軒下の雪の除去に要した経費の一部を助成</p> <p>【対象者】 75歳以上の方のみで構成する市民税非課税世帯 ただし、上記世帯に、身体障害者手帳(1級～4級)所持者、療育手帳(Ⓐ～Ⓑ)所持者、精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)所持者、15歳未満の児童(当該児童の父母と同居していない場合に限る)、要介護・要支援の認定を受けた者の、いずれかの者が同居している世帯も対象とする。</p>	作業経費の1/3 【助成金上限額】 3万7千円	生活福祉部 高齢者福祉課 (電話) 0824-73-1143 または 各支所担当室
84. 障害者福祉事業所通所助成金	<p>【概要】 障害者福祉作業所へ通所する障害者に対し、通所助成金を交付し、当該障害者の経済的負担及び自立支援を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する作業所等へ通所している在宅の障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者通所授産施設 ・ 障害者小規模作業所 ・ 地域活動支援センターⅡ型、Ⅲ型 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 ・ 自立訓練事業所 ・ 生活介護事業所 	<p>【助成金額】 次のいずれかの通所方法による通所に係る経費を片道ごとに助成</p> <p>①公共交通機関 自宅から作業所等までの最寄の停留所間における旅客運賃の額(障害者手帳による割引適用後の額)</p> <p>②自家用車(家族の送迎を含む)又はバイク 自宅から作業所等までの距離1km当たり10円</p>	生活福祉部 社会福祉課 (電話) 0824-73-1210 または 各支所担当室

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先								
<p>85. 買物弱者対策支援事業補助金・奨励金</p>	<p>【概要】 高年齢者、障害者等の見守り活動を伴う移動販売を行う事業者に対し、補助金及び奨励金を交付し、高年齢者等の買い物に係る利便性の向上及び安心・安全な生活環境の確保、移動販売事業の持続性を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 次のいずれかにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所を有する法人、個人事業主、NPO又は法人格を有する自治振興区 ・移動販売を週2日以上行い、当該移動販売において見守り活動を行う者 ・移動販売の実施に必要な資格等を有し、または有する見込みのある者 <p>※「移動販売」、「見守り活動」には要件があるため、詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>【補助金等の額】</p> <p>①移動販売車購入等補助金 移動販売車の購入または更新に係る経費の1/2以内、上限150万円 1事業者1回限り、交付決定年度の翌年度から5年間の事業継続要件あり</p> <p>②高齢者等見守り活動奨励金 補助対象者が実施する見守り活動に対し、対象となった世帯数に応じた額</p> <table border="0"> <tr> <td>15世帯以上</td> <td>月額1万円</td> </tr> <tr> <td>30世帯以上</td> <td>月額1万5千円</td> </tr> <tr> <td>40世帯以上</td> <td>月額2万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上</td> <td>月額3万円</td> </tr> </table>	15世帯以上	月額1万円	30世帯以上	月額1万5千円	40世帯以上	月額2万円	50世帯以上	月額3万円	<p>生活福祉部 社会福祉課 (電話) 0824-73-1153 または 各支所担当</p>
15世帯以上	月額1万円										
30世帯以上	月額1万5千円										
40世帯以上	月額2万円										
50世帯以上	月額3万円										
<p>86. 骨髄ドナー助成金</p>	<p>【概要】 有給休暇を取得せず骨髄等の提供が完了した者に、助成金を交付し、休業等による経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者】 骨髄バンクが行う事業による骨髄等の提供者で、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>①骨髄等の提供が完了した者であって当該完了日に市内に住所を有している者</p> <p>②現に就労している者で、骨髄等の提供に係る通院又は入院をした日に、有給休暇若しくは骨髄等の提供を行うための特別の休暇を取得していない者又は自営業者等のうち休業等により収入が減少するもの</p> <p>③他の地方公共団体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者</p>	<p>次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数(有給の休暇を取得した日数を除く。)に2万円を乗じて得た額とし、14万円を限度とする。</p> <p>① 健康診断のための通院 ② 自己血の採血のための通院 ③ 骨髄等の採取のための入院</p>	<p>生活福祉部 保健医療課 (電話) 0824-73-1155 または 各支所担当室</p>								

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
87. 不妊検査・一般不妊治療費補助金	<p>【概要】 不妊検査・一般不妊治療を行う方に対して補助</p> <p>【対象者】 次のすべてに当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所がある方 ・広島県不妊検査費等助成事業の助成を受けた方 	<p>夫婦が受けた不妊検査・一般不妊治療に要した医療費から広島県不妊検査費等助成事業の助成額を差し引いた額を補助</p> <p>【補助金上限額】 1回あたり5万円</p>	<p>生活福祉部 保健医療課 (電話) 0824-73-1214 または 各支所担当室</p>
88. 不育症治療費補助金	<p>【概要】 医療保険対象外の不育症にかかる治療費及び検査を行う方に対して補助</p> <p>【対象者】 次のすべてに当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の保険医療機関において不育症治療等を受けていること ・不育症治療等の開始日から引き続き婚姻していること（事実上の婚姻関係等を含む） ・申請者又はその配偶者のいずれかが開始日以降、引き続き市内に住所を有すること 	<p>【補助金額】 補助対象者又は補助対象者の配偶者が受けた治療費及び検査費用につき、30万円を上限に助成。</p> <p>なお、広島県不育症検査費用助成事業による助成を受けた場合は、助成額を控除した額につき、30万円を上限に助成。</p>	
89. 骨髄移植患者等の定期予防接種ワクチン再接種費用補助金	<p>【概要】 骨髄移植手術等の特別な事情によって、接種済みの定期予防接種の効果が低下または失われた方に対して、任意で再接種を行う費用を補助</p> <p>【接種対象者】 次のすべてに当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の再接種日において市内に住民登録のある20歳未満の方 ・対象予防接種の再接種が必要であると医師が認めた方 ・過去に受けた定期予防接種について、予防接種関係法令に従い受けていること 	<p>【補助金額】 次のいずれか少ない額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象予防接種の再接種の際に医療機関に支払った額 ・市が定める額 	<p>生活福祉部 保健医療課 (電話) 0824-73-1155 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
90. 特定不妊治療費補助金	<p>【概要】</p> <p>①特定不妊治療に併せて行われた保険適用されない先進医療に対して補助</p> <p>②令和6年4月1日以降に開始した特定不妊治療のうち、先進医療を併用することにより、本来保険適用となる特定不妊治療も含め全額自己負担となった治療に対して補助</p> <p>【対象者】</p> <p>次のすべてに当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所がある方 ・広島県特定不妊治療支援事業の助成を受けた方 	<p>①1回の治療につき、自己負担額から広島県の助成額を控除した額を補助</p> <p>【補助金上限額】</p> <p>15万円</p> <p>②全額自己負担となった治療費の7割から広島県の助成額を控除した額を補助</p> <p>【補助金上限額】</p> <p>5万円</p> <p>補助の回数は、治療開始時の妻の年齢によって助成回数異なる。(補助対象年齢は43歳未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳未満 子ども1人につき6回まで ・40歳以上 子ども1人につき3回まで 	<p>生活福祉部 保健医療課 (電話) 0824-73-1214 または 各支所担当室</p>
91. 庄原市出産・子育て応援ギフト支給事業	<p>【概要】</p> <p>経済的な支援を行うことで、国が課題とする全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を図る。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産応援ギフト 市内に住所を有する妊婦 ・子育て応援ギフト 市内に住所を有する子どもを養育する者 	<p>①出産応援ギフト 妊娠届出時(母子手帳交付時)の面接実施後に妊婦1人当たり5万円相当額のクーポンを支給</p> <p>②子育て応援ギフト 新生児訪問時の面接実施後に子ども1人当たり5万円相当額のクーポンを支給</p> <p>※双胎妊婦の場合は、出産応援ギフトとして5万円相当額のクーポン(1人分)、子育て応援ギフトとして10万円相当額のクーポン(2人分)を支給</p>	<p>生活福祉部 保健医療課 児童福祉課 庄原市子育て世代包括支援センター 「ほのぼのネット」 (電話) 0824-73-1214 または 各支所担当室</p>

(10) 教育に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
92. 小中学校入学祝金	<p>【概要】 児童・生徒が小学校、中学校及び特別支援学校(小学部、中学部)に入学する際に、庄原市入学祝金を支給</p> <p>【対象者】 4月に小・中学校又は特別支援学校(小学部、中学部)に入学する児童・生徒を養育している保護者</p>	小学校入学時 1人当たり 3万円 中学校入学時 1人当たり 3万円	教育委員会 教育部教育総務課 (電話) 0824-73-1182 または 各支所担当室
93. 英語検定料補助金	<p>【概要】 英語検定料の一部を補助</p> <p>【対象者】 中学生の保護者</p>	<p>【補助金額】 検定料の2/3</p> <p>【対象の級】 実用英語検定3級以上</p>	教育委員会 教育部教育指導課 (電話) 0824-73-1184 または 各支所担当室・各中学校
94. 全国大会参加費補助金	<p>【概要】 予選会等を経て広島県代表として全国的な大会以上に出場する個人又は団体に対して補助</p> <p>【補助対象経費】 交通費、宿泊費、大会参加負担金</p>	補助対象経費の1/2 【補助金上限額】 12万円	教育委員会 教育部生涯学習課 (電話) 0824-73-1188 または 各支所担当室